

意見書

平成 20 年 5 月 26 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 20 年 4 月 25 日付けで公告された補正後の接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【弊社共の基本的考え】

弊社共は、従来、光アクセスサービスにおける公正な競争環境を確保するためには、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東西」という）の加入光ファイバに係る接続料の低廉化だけでなく、NTT東西を含めたOSUの共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定の両方を実現することが必要と主張してきたところです。しかしながら、平成 20 年 3 月 27 日に情報通信審議会により答申された、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る答申（以下、「NGN接続ルール答申」という）及び「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について」に係る答申（以下、「光ファイバ接続料答申」という）においては、加入光ファイバに係る接続料の低廉化のみを行うこととされており、弊社共は光アクセスサービスにおける公正競争を確保するには不十分な内容であると考えています。

【加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請について】

前述のうち、加入光ファイバの接続料水準だけをとってみても、今回NTT東西が実施した「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」（以下、「本補正申請」という。）は、本年 1 月に実施された当初の「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に係る認可申請（以下、「当初申請」という）時から約 100 円しか値下げされておらず、光アクセスサービス市場の競争に寄与する接続料水準とは言い難い内容となっています。

また、光ファイバ接続料答申では、政策的な値下げへの対応に対する特例として、乖離額調整制度の導入を認めることとされていますが、前述のとおり、本補正申請の接続料水準では、現実的に公正競争が可能な環境が整っておらず、政策的要請を満たすとはいえないため、特例措置としての乖離額調整制度の導入を認めるべきではありません。そもそも、将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであること、並びに将来原価方式における乖離額調整制度は現行制度上認められていないことから、弊社共は将来原価方式

に係る本来の考え方を歪めた前例をつくるべきでないと考えます。

従って、弊社共は本補正申請を認めるべきではないと考えているところですが、仮に本補正申請を乖離調整制度の導入を含めて認可するということであれば、乖離額整制度の導入を行わないこととして、当初申請における加入光ファイバ接続料水準にて認可することもやむを得ないものと考えます。

【見直しの必要性について】

光アクセスサービスについては、現状NTT東西が70%超のシェアを確保した独占的状态となっているため、四半期毎のシェア調査などによりNGN接続ルール答申及び光ファイバ接続料答申に基づく措置による改善効果が確認できない場合には、加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線あたりの接続料設定に関する見直しを即時に実施すべきと考えます。さらに、NTT東西の独占的状态の改善が確認できない場合には、光アクセスサービス市場におけるNTT東西の独占的状态が解消できなくなる前に抜本的に公正競争環境を整備していくことが必要となるため、前述の見直しと平行して、2010年に検討することとされているNTTの在り方に係る議論を前倒して実施すべきと考えます。

以 上